

令和6年3月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

令和6年2月29日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

令和6年2月29日（木） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 議長よりお許しをいただきましたので、令和6年3月、一般質問をさせていただきます。会派、勝寿会、久我恵子でございます。

今回は、勝浦市の防災対策についてお伺いをいたします。

勝浦市の防災対策について。令和6年の元日に発生した能登半島地震は、震度7の大きな揺れによる家屋の倒壊、土砂崩れ、津波等により甚大な被害が発生し、多くの方が被災され、犠牲となりました。能登半島地震では、交通アクセスが限られた半島という地形的な特徴が外部からの災害対応を困難にしました。

勝浦市も、能登半島と同じく、三方を海で囲まれ、一方が陸続きの半島という同じ地理条件にあります。大規模災害が発生した場合、孤立を想定した備蓄を増やす等、半島内、市内で完結する半島の防災の必要性という課題が突きつけられました。これにより、勝浦市の防災対策も見直しが必要であると考えます。

また、災害避難後の健康阻害による災害関連死が多く報告されています。東日本大震災で震災関連死と認定されたのは、令和4年度3月末で全国で3,792人、平成28年熊本地震で犠牲になった273人のうち8割近くの218人が災害関連死と認定されています。能登半島地震においても、多くの方の災害関連死が報告されています。災害から一度は助かった命が、その後の避難生活で命を落とすことがあってはならないと思います。いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震や首都直下型地震やその他の災害に対して対策が急がれます。

そこで、以下のとおり質問します。1、勝浦市における半島防災についての考え、2、通電火災防止のため感震ブレーカー設置及び補助についての考え、3、災害用トイレの状況について、4、災害用トイレトレーラー導入についての考え、5、災害関連死防止、命と健康を守るための対策についての考え、6、避難所での防犯対策についての考え。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの久我議員の一般質問にお答えします。

本市の災害対策についてお答えします。

まず、本市における半島防災についてであります。今般の能登半島地震は、房総半島に生る我々に対し、半島における防災対策の課題をまざまざと見せつけました。房総半島を能登半島に重ね合わせてみると、半島の端に位置する本市にとって、能登半島地震は自分事であると強く感じています。道路の寸断、空港の被災、海岸隆起による港の機能喪失等により孤立状態となった半島では、72時間以内の十分な救命、救助活動はおろか、72時間を持ちこたえれば物資供給等の本格的な救援活動が始まるというシナリオ、覆されたことに愕然とし、この現実を重く受け止めております。

こうした中、千葉県知事は、房総半島で同規模の地震が発生した場合の対策について、総括し、検証するとの考えを示しています。市としては、県の検証結果や、今般、石川県珠洲市に災害派遣した職員の知見、経験を取り入れ、市の災害対策の検証と、それに伴う地域防災計画の見直しを行う考えです。

次に、通電火災防止のための感震ブレーカーの設置及び補助についてであります。東日本大震災をはじめ、過去の大震災における火災の原因の約6割は電気によるものであります。強い地震が発生したときは、電熱器具等からの出火、停電が復旧したときに断線したコード等からの出火が想定されます。能登半島地震による輪島朝市の焼失を受け、沿岸部に木造住宅等密集地域が広がる本市においても、地震後に火災を発生させない対策が重要であると考えます。

したがって、電気火災から住宅等を守る、さらには、地域を守るため、感震ブレーカーの設置促進に向け、総合防災ブックでの周知のみならず、改めて広報紙、市ホームページ等で啓発を行うとともに、関係機関等とあらゆる手段を協議してまいりたいと考えます。

次に、災害用トイレの備蓄状況についてであります。災害用トイレについては、国の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づき備蓄を進めているところであります。これにより、トイレの利便性と衛生面の確保を図るため、災害用トイレの基数の増加及び既設トイレの便器を活用する携帯トイレセットの備蓄を進めております。

備蓄しているトイレの内容は、携帯トイレセットを主として、そのほかに組立て式トイレである段ボールトイレ、マンホール対応トイレ、ユニットイレ、簡易トイレである排せつ物を自動で密封包装するラップ式トイレ、さらにオストメイト専用トイレ、障害者用トイレであります。

避難所におけるトイレ課題は、避難者の健康被害を引き起こす要因であるとともに、人としての尊厳が傷つけられることにつながります。このため、引き続き災害用トイレの充実、強化に取り組んでまいります。

次に、災害用トイレトレーラーの導入についてであります。災害用トイレトレーラーについては、能登半島地震の被災地でトイレ環境が悪化する中、全国各地から応援に駆けつけ、注目度が高まったところであります。その機能性については、洋式便座を設置した広い個室を4室有し、大容量の給水・排水タンク、ソーラーパネルを装備していることから、一定期間の自立支援が可能であり、また、牽引移動により被災地にトイレ支援を直接届けられるなど、災害対応能力が際立っていると認識しています。

災害用トイレレーラーの有用性は十分に認識していることから、今後、その導入について検討してまいりたいと考えますが、現在では、道路の寸断等を想定し、簡易トイレの基数を一つでも増やし、避難者が利用できる便器数を増やすことが最優先であると考えております。

次に、災害関連死の防止と命や健康を守るための対策についてであります。地震や津波から生き延びた命が、避難所生活のストレスや疲労等が原因で亡くなる災害関連死が能登半島地震においても発生しているとの報に接し、心を痛めております。避難所生活において、災害関連死を防ぎ、人としての尊厳を守る手だてとしては、避難所生活の環境改善、特に清潔なトイレの確保、栄養バランスのとれた温かい食事の提供、プライバシーを確保した就寝環境の整備、トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBが重要であります。

こうした中、市では、避難所運営管理マニュアルの策定や、衛生的で感染症の蔓延を防止するための簡易トイレ、段ボール製の簡易ベッド、プライベート空間確保のための簡易テント等の整備を進め、避難所生活の環境改善に取り組んでいます。今後も、避難所生活のさらなる環境改善のための整備等を推進してまいります。

次に、避難所での防犯対策についてであります。被災し厳しい境遇に置かれている避難者の方たちに対し、窃盗、性被害などの犯罪行為が行われることが決してあってはなりません。避難所における防犯対策としては、昼夜を通してのパトロール、女性に配慮した着替えスペースやトイレの設置などあります。特に個室であるトイレについては、対策を重点的に行う必要があります。トイレの中の照明のみならず、トイレに至るまでの通路の照明を明るくすること、トイレの中に防犯ブザーを設置する、女性用トイレは女性が巡回パトロールを行うなどの対策が必要であります。今後も、避難所の防犯対策の徹底に向け取り組んでまいります。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、勝浦市の半島防災についての考えについてですが、半島という地理的特徴から孤立を想定した防災計画の見直しが必要、防災の見直しが必要であるという答弁でありました。今回の能登半島と同じく、千葉県南の館山、鴨川、富津、夷隅、南房総、御宿、大多喜、鋸南、勝浦の9市町で構成されている南房総地域は、半島振興法の対象の地区に含まれております。南房総地区で半島防災について協議が必要ではないかと考えております。

これについての考えを市長にお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 市長に。

○8番（久我恵子君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 今回の能登半島地震は、甚大な被害が広範囲にわたって、近隣自治体間の支援はおろか、道路の寸断、漁港の隆起、こういうことによって外部支援も阻まれた状況と、そういう事態になりました。この事態を、本市のみならず房総半島の南部に位置するこの自治体は衝撃を持って受け止めているのではないかと思います。

今回、房総半島において、同規模の地震と被害が発生すると想定した場合、我々半島南部の自治体同士、その同士のみならず、県も交えて、事前に取り組むべき対策と発災後の取るべき対応について協議し、半島地域の特性を踏まえた防災計画を立てる必要があると感じております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ勝浦市から呼びかけをして、半島防災に対して協議していただき、千葉県、そして国へ支援体制等の構築をお願いしていただきたいと思っております。

続きまして、感震ブレーカー設置促進について伺います。通電火災防止感震ブレーカーの設置促進に向け、改めて広報紙、ホームページ等で啓発を行うとともに、関係機関等とあらゆる手段を協議し、地震後に火災を発生させない対策が重要との市長の答弁がありました。能登半島地震では、輪島朝市通り周辺で多くの建物が火災により焼失しました。住民や消防署、消防団も被災し、火を消したくても消火栓は断水で使うことができませんでした。地震による倒壊から免れても、地震によって転倒した電気製品や破損した電気コードが火元となり火災が発生し、人の命や財産、そして、思い出までが全て失われてしまいます。しかし、感震ブレーカーを設置することで、通電火災は防ぐことのできる被害となります。そこで、感震ブレーカー設置補助について、早急に対応する必要があると考えております。これについての考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

輪島朝市の火災を受け、本市においても、大規模地震発生により住宅等が損傷または倒壊し、電気配線が傷つくなどして発生する電気火災を未然に防ぐため、沿岸部の木造住宅等密集地域における防火対策強化として、感震ブレーカーの設置を促進する必要があると考えております。沿岸部では、地震に伴い津波警報等が発表された際、消火活動は困難であることから、感震ブレーカー設置は特に有効な防火対策であると考えます。

木造住宅等密集地域における感震ブレーカー設置は、一定のまとまった範囲で全ての住宅等に設置しなければその効果を発揮できないことから、地域住民の共通の認識、理解の下、設置を進めていく必要があると考えております。このため、住宅等密集地域の延焼想定範囲等を考慮しながら、効果的な感震ブレーカーの設置ができるよう消防本部等と協議し、その設置促進方策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 確かに感震ブレーカーは1軒だけがつけても駄目で、木造住宅の密集地において、全ての住宅でやってくれなければいけないんですけど、これについても、ぜひ地域住民の方の勉強会等を開いていただいて、とにかく火災を起こさない、そういう対策に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、災害用トイレの備蓄状況についてお伺いいたします。備蓄している災害用トイレの種類は、先ほど市長の答弁で、段ボールトイレ、マンホール対応トイレ、ユニットイレ、ラップ式トイレ、オストメイト専用トイレ、障害者用と、様々なタイプのものが備蓄されていることが分かりました。しかし、この様々なタイプのトイレ、いざというときに使い方が分からない等の問題があるのではないかと懸念しております。避難訓練や各地区で使用説明会を開催して、積極的に使用し、慣れていただくことが必要ではないのでしょうか。

そこで、災害用トイレに特化した訓練とマニュアルの策定が必要だと思います。これについて

の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

能登半島地震を受け、災害時のトイレ対策について、ハード面、ソフト面、両方の重要性を痛感しております。ふだん目にすることの少ない災害用トイレについては、その使い方に対し、戸惑いや不安から使用無理解につながることも危惧されております。このため、災害用トイレのソフト面での対策として、避難訓練、イベント等、あらゆる機会を捉え、平時より災害用トイレに対する理解と、使用に対する抵抗感をなくしてもらえるよう取り組んでまいりたいと考えます。また、マニュアルについては、避難所運営マニュアルのトイレに関する項目について、より具体的な内容に改訂するよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 災害用トイレに特化した訓練をぜひ開催していただいて、いざというときに本当にどうやって使うんだろう、そんなようなちゅうちょがないように、特に高齢者の方や障害のある方、女性、子どもたちが気兼ねなく安心して使えるようにしていただきたいと思えます。

そこで、先ほどお聞きした災害用トイレの各種の備蓄個数をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

災害用トイレの内訳につきましては、段ボールトイレ30基、マンホール対応トイレ7基、ユニットトイレ21基、ラップ式トイレ、こちらは通称ラップポイントイレと呼ばれておりますが、こちらが19基、オストメイト専用トイレ2基、障害者用トイレ8基となっております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ただいま数をお聞きしましたが、備蓄数について、これは少ないのではないかと、そんなような考えがします。それで、各避難所にもトイレはありますが、断水や停電等で使用できなくなる可能性も大変大きいと思えます。今後、さらに備蓄を増やすのはもう当然なんですが、避難所のトイレの数は、地震発生後直後ですけど、3日、7日とフェーズによって変わってくると思うんです、必要なトイレの数というのは。発災直後、避難直後は50人に一つが必要であるというふうに言われております。国際赤十字などが作った国際基準においては、女性のトイレは男性の3倍が必要とされています。高齢化率の高い勝浦市においては、さらにこの個数が必要ではないのでしょうか。

災害発生後、避難所が開設された直後から、災害用のトイレは、災害用のトイレだけではありませんが、災害用の備蓄品は各避難所に必要です。そこで、各避難所への災害用トイレの備蓄品やその他の備蓄品についての搬送についてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

現在、災害用トイレをはじめとする災害用備蓄品は、備蓄倉庫等において集中管理しているところであります。能登半島地震における道路寸断を受け、今後、備蓄保管体制の見直しを進

める考えであります。また、備蓄品の搬送等については、運送事業者等との協定を締結するなど、物資運搬が滞ることのないよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 備蓄保管体制の見直し、そして、運送業者との協定の締結に早急に取り組んでいただき、避難直後から使用できるようにしていただきたいと思っております。

災害用のトイレですが、この災害用トイレ、多くが組立て式なんですけど、組立て式のトイレは屋外に設置されることが多いです。テント等の目隠しでこの災害用のトイレは覆われることになると思うんですけど、こちらは風に大変弱いという弱点がございます。勝浦市では本当に風の強い日が多くありますので、屋外に設置する場合、設置に工夫が必要なのではないかと思っております。それについての対策をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

屋外に設置する仮設トイレ等については、極力風雨の影響を受けにくい場所を選定した上で、さらに、強風対策としては枠組みをするなどの転倒を防ぐ対策が必要であると考えております。また、避難所の施設内にトイレを設けることができる部屋等がある場合は、室内用トイレの設置を優先して進める考えであります。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） もうでき得る限り様々な工夫をして、トイレについてやっていただきたいと思っております。

今回能登半島地震の避難所で、災害用トイレとして、水を使わず熱圧着によって排せつ物を1回ごとに密封できる、先ほど課長がおっしゃいましたラップ式トイレ、通称ラップポイントイレが大変重宝されたという話を聞きました。このラップポイントイレの備蓄数、先ほど19個と聞きましたが、ラップポイントイレは、避難所における感染症対策の面からも大変有効であるというふうに聞いております。特にラップポイントイレの備蓄の数を早急に増やしていただきたいと思っております。

災害時の避難所のトイレの課題は、汚い、暗い、寒い、この3点です。これに対する対策はどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

現行の避難所運営マニュアルでは、トイレの使用方法について、トイレ内、避難所内に使用上の注意事項等の貼り出しを行い、避難者へ周知徹底する、清掃については、当番割り振り毎日行う等、トイレを衛生的に使用できるよう定めております。今般、石川県珠洲市の避難所に災害派遣した市職員の報告では、民間事業者から提供された仮設トイレが3基設置されており、避難者は使用ルールを徹底し、常時きれいに保たれ快適に使用できたとの報告を受けております。また、これらトイレは床に段ボールを敷き土足厳禁とするなど、また、避難者により小型ファンヒーターも設置されていたとのことであります。

このようなことから、派遣職員が経験し持ち帰った知見をトイレ対策に取り入れ、避難者が

使用ちゅうちよすることはなく、快適で安心して使用できるトイレ環境の整備を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 今回のこの能登半島地震において、勝浦市から4名の市職員が災害対応に赴かれたということに心からの敬意をまず表します。そして、派遣された職員の方々の経験や知見をトイレ対策に取り入れ、避難所トイレ環境の整備を進めていただきたいと思います。

そこで1点お伺いします。勝浦市に、観光または就労されている外国人の方が避難所に避難された場合、日本語表記であった場合、恐らく外国の方には読めないと思います。そうすると使用方法が分かりません。そういう方々が避難された場合の避難所トイレ等の言語表記の対応について、お伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

発災時には災害に関する情報の伝達が重要であり、防災知識及び日本語の理解が十分でない外国人の方に対しては、情報が適切に届けられるよう、多言語による情報支援が重要です。避難所における外国人対応については、多言語指さしボードの活用や、避難所各所に多言語表記の貼り紙をするとともに、千葉県災害時多言語支援センターや市の通訳担当災害ボランティアなどの協力により避難生活の支援を行う考えであります。

こうした中、先月1月末に、県より災害時外国人サポーター養成講座の開催に係ります意向調査がありまして、本市での令和6年度の当該養成講座の開催申込みを行ったところであります。今後もこのような機会を活用し、災害時における外国人対応について円滑に支援が行えるよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。

災害時外国人サポーター養成講座、こちらのほうに申込みをしていただいたということであり、災害時に外国人の方も、観光で訪れていたり、お仕事で勝浦にいらっしゃる方が不安にならないように、そういうことにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今、情報を伝えるということなんですが、情報の伝達について、12月の議会で防災無線について質問をさせていただきました。防災無線の難聴地域への解消のための予算が、今回、当初予算で計上されていることに大変喜ばしく思っております。とにかく、災害のときには、間違った情報や情報がなかなか伝わらないことによる避難の遅れがあってはなりませんので、その辺のところもまたよろしくお伺いいたします。

続きまして、トイレトレーナーの序、トレーナーの導入についてお伺いをいたします。災害を考えるのは、災害が発生したときであります。人は喉元過ぎれば忘れてしまいます。災害の記憶が新しいときに、市民の安心安全のためにできる限りの対策をするべきと考えております。先ほどの市長答弁で、トイレトレーナーの有用性は十分に認識しているとありました。そして、検討をしたいと。しかし、現時点では、簡易トイレの基数を一つでも増やすことが優先されております。災害時のトイレ問題は、災害関連死に直結いたします。災害弱者となる高齢者の方、

障害のある方、また、女性、子どもたちが安心して快適に過ごせるよう、トイレトレーラーの購入を、検討ではなく、購入に向けて考えていただきたいと思います。

今回の能登半島地震で、このトイレトレーラーですが、導入した自治体の名前と、それから、その地域の写真がその車にプリントされたものが随分報道されておりました。これが被災地に向けて貸し出されたことは、本当に皆様の記憶に新しいことと思っております。このトイレの貸出しなんです、これは一般社団法人助けあいジャパンが企画した災害派遣トイレプロジェクト「みんな元気になるトイレ」というプロジェクトによるものであります。このプロジェクトは、全国の市町村が1台ずつトイレトレーラーを常備し、自然災害が起こった被災地に支援に向かうというものです。また、災害のない平時には、地域のイベントや近隣市町に貸出しすることもできます。

勝浦市においては、23日から開催されているビッグひな祭り等でこちらが役に立つのではないかと考えております。また、導入されれば、勝浦市の防災力が強化され、災害に対する市民の安心の一助となることは間違いありません。私のところにも、災害直後から、市民の方々から、このトイレトレーラーを購入してくれないかという要望がたくさん参ってきております。ぜひこれについて市長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） まず、トイレ問題については、発災後すぐに防災課長と何が一番有効なのかということを考えました。それは、やはりその中に大きな柱としてトイレの備蓄、トイレトレーラー、そして、ラップポントイレ、これはかなり有効ではないかなという話をしてまいりました。先ほど言いましたように、トイレトレーラーの有用性、これは誰もが認めるどころだと十分認識しております。また、平時において、イベント等、これでの活用ということも大変皆さんに認識をしてもらおう上でもよろしいかなというふうに考えております。しかしながら、トイレ基数が本市はまだまだ不足している状態です。衛生面に配慮した簡易トイレの備蓄を進めていかななくてはならないという気持ちであります。

今後も、市としては簡易トイレの備蓄を主に進めゆく考えではありますが、同時に、災害時の様々な状況に対応するため、トイレトレーラーをはじめとする多様性を持った災害用のトイレ導入も併せて検討してまいりたいというふうに考えます。

君津市では、クラウドファンディングで輪島病院に設置をいたしました。このときの様子も、状況も君津市長に聞きながら、これから、具体的にこれがどのタイミングで導入ということになるのか、それを詰めてまいりたいというふうに考えております。時間がかかると思います。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 市長、答弁ありがとうございました。確かに災害用トイレの備蓄を増やす、これは大変重要なことだと思います。ですが、市長も、今、おっしゃったように、このトイレトレーラー、この有用性は十分市長も認識されているのが分かったんですが、検討しているとどんどん遅くなってしまいます。そして、南海トラフや首都直下地震も、今、いつ起きてもおかしくないと言われているこの状況下で、時間がかかってはいけないと私は思います。ぜひ災害用のトイレの備蓄と並行して、トイレトレーラーの購入に対し前向きに取り組んでいただいて、ぜひ購入にこぎ着けていただきたいと切望しておりますので、そこはよろしく願いいたしま

す。

そして次ですが、それで、災害時のトイレがやはり災害の場合、快適でなければ、トイレに時間がかかることや、トイレに行くたびに人の手を借りなければならないという煩わしさから、水分や食事を控え、そして、脱水症状や栄養不足で体調を崩してしまう方が多いと聞いております。トイレトレーラーの購入は、災害時に安心してトイレを使える一助になるのはもう市長もよく分かっているというのには分かりましたが、とにかく、トイレトレーラーを買ったから全てのトイレ問題が解決するわけではないのは分かっております。しかし、トイレトレーラーがあれば安心してトイレに行けるという方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。そして、このトイレの問題は災害関連死に直結しておりますので、命や健康を守るための対策として、ぜひこの対策をお聞きしたいと思っております。

災害時には、医療の力も大変必要であると考えております。そこで、近隣市町と、あるいは、各医療機関との協定、この協定の状況は、今、どのようになっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

本市は、災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、夷隅医師会とは昭和62年から、夷隅郡市歯科医師会とは令和4年12月から災害時の医療救護活動に関する協定を締結しており、医師、看護師、または、歯科医師、歯科衛生士等から成る医療救護班の編成派遣を要請し、傷病者に対する応急措置及び医療、または、医療機関への収容などに従事していただくこととなっております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに、久我議員。

○8番（久我恵子君） 近隣市町各医療機関との協定について、今、承知いたしました。

そして、この災害が発生した直後は恐らくけが、あるいは、持病の薬がない等で、医師の診察とか、医師がいらっしゃって診ていただかなければならないんですが、2日、3日と避難所で過ごしているうちに、水不足の中から口の中の、口腔ケアです。口腔ケアがおろそかになって、それが原因で誤嚥性肺炎、あるいは、気管支その他の病気になって亡くなる方が多いという話を聞いております。ぜひ口腔ケアも早い段階から避難所のほうに導入できるように、歯科医師会との連携をさらに深めていただきたいと思いますと思っております。

そして、先ほど市長の答弁にもありました、災害のときの避難所においてTKB、こちらが重要であると。Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッド。こちらは、清潔で安心して使えるトイレ、そして、温かい食事、床から伝わる冷たさや床下15センチ、一番空気が汚れているダークゾーンと呼ばれますが、その空気を吸わないようにする簡易段ボールベッド、こういうのがあって、座って足を伸ばせるだけでも避難した方の健康に関しては大変有効であると思っております。これがあるだけで、災害関連死はかなり予防できるのではないかと考えております。

市長は、市議会議員のとき、一般質問で災害時の対応や災害備蓄の重要性について多く質問をされておりました。女性ならではの目線で、災害時に女性に必要なもの、高齢者や小さな子どもに寄り添った災害備蓄品について、市の女性職員とともに推進していただきたいと思いますと思っております。市長、この辺はよろしくお願ひいたします。

さらに、災害備蓄は公的機関である行政がするばかりではなく、自宅避難も視野に入れて、各家庭でも停電、断水を想定して、食料品ばかりに目がいきますが、簡易トイレの備蓄も必要であると私は考えております。そして、その備蓄ばかりではなく、その使用について、自宅であれば興味本位で1回やってみようかなど、そんな気持ちになると思いますので、この自宅での備蓄、こちらについてぜひ市民の方にも呼びかけていただいて、備蓄をしていただきたいと思います。

そして、避難所あるいは自宅避難で災害用のトイレを使った場合の処理、この処理がどうなるのか。この処理についてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

市として災害用トイレの確保に取り組む一方で、市民の皆様にも携帯用トイレ等の備蓄を呼びかけてまいりたいと存じます。また、避難所で使用した、もと自宅、自宅避難で使用した携帯用トイレの処理方法や避難所のし尿処理収集については、避難者数やトイレ数を基にし尿処理計画を作成する必要があると考えます。さらに、災害時のし尿処理運搬について、事業者と応援協定を締結する必要もあると考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 災害時のし尿処理収集計画、そして、運搬について、応援協定の締結を早急に行っていただきたいと思います。そして、各家庭での災害備蓄、こちらを併せて呼びかけていただいて、家庭での、自宅避難も視野に入れていただくようお願いをさせていただきたいと思います。

そして、最後、避難所での防犯対策についてお伺いします。自助共助としての災害備蓄の呼びかけを、今、お願いしましたが、能登半島地震で、住民の多くが余震の不安を抱えながら避難生活を余儀なくされている中、避難所あるいは避難して空き家になった自宅等でも様々な犯罪が報告されています。特に避難所においては、女性や子どもは、子どもは特に男女に関係なく、独りにしないことが重要であると考えております。

そこで、避難所において、女性や子どもが避難した場合、トイレにブザー、そこではなくて、個々に防犯ブザーを、あるいは、笛を持っていただく。これは有効なのではないかと私は考えております。これについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

避難所の防犯対策として、トイレ等の個室にブザーを取り付けるのみならず、各避難者個人にブザーや笛を携帯してもらうことは、さらなる防犯効果を高めることにつながると考えております。したがって、避難所備蓄品として、ブザー、笛などの防犯グッズの整備を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ女性や子どもを守るために、ブザーや笛の備蓄を進めていただき、避難所で安心して過ごせるようにしていただきたいと思います。

そして、災害対策の基本は、一人一人が防災対策を高め、自分自身や家族で備える自助、地域で助け合う共助、行政が行う公助の連携が重要です。行政は、ふだんから災害発生時に備え、防災に対する啓発、準備、整備を進め、発災時には、状況を把握しながら迅速で正確な情報の発信を行い、的確な災害対応が行えるように努めていきたいと思いをします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、久我恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員の登壇を許します。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派、勝寿会の長田悟です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、令和6年元日に発生しました能登地方を震源とします大規模地震により犠牲となられました方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回は、令和4年度の一般質問で幾つか提案等をさせていただいているところではありますが、その答弁の中で、協議・検討・研究をしていきたいとの答弁を受けている項目について、その結果及び新年度事業の反映についてお伺いします。

初めに、令和4年9月議会の一般質問での、仮称勝浦版地方創生推進交付金制度の検討についてではありますが、答弁では、議員御提案の内容も含めて、地域の活性化対策を協議・検討してそれを実行してまいりたい、そのような思いでありますとのことであります。

次に、令和4年12月の一般質問での基本計画の具体策についてではありますが、基本方針6「心豊かで元気になれるまち」に掲げるスポーツ施設の充実、利便性の向上への取組について、旧北中学校における野球場整備とゲートボールやサッカーなどの多種多様な運動をする場として活用できる多目的広場等の整備の実施に向けた検討を図っていくとともに、既存施設の適正な維持管理に努め、子どもたちをはじめとする市民が明るく健康でスポーツ活動に取り組めるような機会を提供してまいりたいと思いをします。

また、国際武道大学との連携による運動機会や競技指導者の充実についてですが、国際武道大学の各施設を使用させていただくことと併せ、同校の先生方や学生の見識と技術力による指導を受け、市民の皆さんのスポーツ活動の充実や子どもたちへの質の高い指導を提供させていただくことのほか、令和7年度から完全実施される中学校運動部活動の地域移行に関しても協力をお願いの予定となっておりますとの答弁でありましたが、その後の検討状況及び中学校運動部活動の地域移行の進捗状況についてお伺いします。

次に、基本方針7「みんなで創るみんなのまち」で、市民への分かりやすい情報提供や市民の声を市政に反映していく仕組みの充実策、地域コミュニティの活性化策については、地域コミュニティ活性化策について、現在実施しています市民団体、区等が自主的、主体的に実施する公益性のあるまちづくり活動や、青少年によるまちづくり参画に対する支援制度を、地域によってより効果的な事業が実施できるよう、見直しを含め、今後、協議・検討してまいります。

との答弁でありました。

次に、旧大原高校勝浦若潮キャンパスの体育館、既存施設については、市民が利用できる施設及び運動部活動の地域移行の一つの拠点として、また、運用につきましては、指定管理制度も含め活用を検討していただきたいと要望させていただきました。その答弁として、生涯学習課長からは、旧大原高校勝浦若潮キャンパス内の体育館につきましては、経年劣化による床などの傷みが激しく、体育施設として使用するには大規模な修繕が必要であるという形で認識しております。体育館として使用していくに関しましては、市民ニーズなどの調査を行い、検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でございました。その検討状況をお願いいたします。

次に、令和5年3月議会での一般質問で、国際武道大学との交流促進、ふるさと納税返礼品のことについてであります。国際武道大学との交流促進については、令和4年12月議会での答弁では、国際武道大学につきましては、アンケートをまず取りたいというふうに思っています。内容については、皆さんが市にとどまらないというところの課題を踏まえた上でのアンケート、そして、もう教職員とは何回か話し合っております。これから交えながら学生さんと意見を交流して、この勝浦市にとって有益な情報をいただきたいと考えております。また、令和5年3月の議会では、私はできれば、話し合いというのも一つの手なのかなということで再度要望させていただいたところでございます。

さらに、ふるさと納税返礼品の紹介につきましても、業者と綿密な協議の上、積極的に実施していただきたいとお願いしたところですが、その答弁としましては、そういう方向で考えてまいる所存ですとの答弁でございました。ついては、その進捗状況をお願いいたします。

これまで申しましたものにつきましては、令和4年度の一般質問、今、令和5年度の最後の3月ということでございます。このものにつきましては、総合計画等を基にしまして提案されているところでございますので、提案自体の進捗状況及び基本計画2年目に係る新年度事業への反映についてお伺いし、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 市休憩前に続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

議員からの御提案等に対する協議・検討・研究結果及び新年度事業の反映についてお答えします。

まず、仮称勝浦版地方創生推進交付金制度についてであります。現段階において御提案をいただきました制度の創設は、新年度を含め予定しておりませんが、市では、令和5年度を初年度とした総合計画を作成し、課題解決に向けた各種の計画事業に取り組んでおり、勝浦の様々な価値や魅力を生かし、各地区における活性化を進めてまいりたいと考えます。事業の取組を進める中では、各地区の要望などに対しても協議を行い、国や県からの補助金や交付金に該当するか確認し、将来の市のために各種事業の企画や見直しの検討なども行いながら、地

域の活性化のために必要な事業を推進してまいりたいと考えます。

次に、市民団体のまちづくり活動や青少年によるまちづくり参画に対する支援制度に関し、より効果的な事業の実施のための見直しを含めた協議・検討結果についてであります。市では、まちづくり活動への市民の自主的な参加を促進するため、まちづくり活動推進事業として、住民主導型地域づくり支援事業及び青少年によるまちづくり提案事業により、地縁団体や青少年主体の団体が取り組むまちづくり活動を支援しております。

本年度においては、住民主導型地域づくり支援事業は3団体が活用している一方で、青少年による……。

かなり揺れている。

○議長（佐藤啓史君） すいません、市長答弁中ですがけれども、この地震、結構揺れが大きいので、一旦、ちょっと自席に戻っていただいてよろしいですか。

すいません、議長において暫時一旦休憩していただいて、担当課長。ちょっと。課長不在でも再開しちゃいますので、ちょっと連絡とってもらってもよろしいですか。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（佐藤啓史君） 揺れが収まりましたので、再開いたします。市長の答弁が途中でしたので、続きをお願いします。照川市長。

○市長（照川由美子君） 先程、令和一年度を初年度とした総合計画を作成と申しあげましたが、これは令和5年度とした総合計画ということで訂正をさせていただきます。

それでは、続けさせてもらいます。

住民主導型地域づくり支援事業は3団体が活用している一方で、青少年によるまちづくり提案事業は相談等がないというのが現状です。青少年によるまちづくり提案事業については、令和5年度においては事業の相談もなかったことも踏まえ、令和6年度の予算計上はせず、相談等があった際には住民主導型地域づくり支援事業において対応してまいりたいと考えております。

子どもたちを対象としたまちづくりに関わる活動としましては、令和3年度には、総合計画を策定するに当たって中学生のワークショップを実施し、令和4年度は小学校5、6年生を対象に、本年度は小学校5、6年生及び中学校1、2年生を対象に、市の将来をテーマにした出前講座を実施し、自分たちのまちの未来について考える場をつくり、意見やアイデアなどを聞いたところです。

今後も、地域課題の解決及び地域の活性化を目的とした地域づくりを支援していくため、地域にとってより効果的で必要性の高い事業が行われるよう、引き続き検討してまいります。

次に、旧大原高校勝浦若潮キャンパスの体育館及び既存施設に係る市民ニーズなどの調査結果についてであります。旧大原高校勝浦若潮キャンパスの校舎、体育館の活用についての市民ニーズを調査するためのアンケートは実施しておりませんが、旧大原高校勝浦若潮キャンパスの土地及び建物の利活用に関して、民間事業者からの様々なアイデアや意見を把握するためのサウンディング型市場調査を実施しており、校舎においては、障害児通所支援事業所としての活用意見がありました。新年度については、整備または利活用に係る予算は計上しておりま

せんが、今後もあらゆる角度から利活用の方法を検討してまいりたいと考えます。

次に、国際武道大学との交流促進の状況についてであります。市では、国際武道大学の学生から、市民との交流に関する意見や意向を把握する取組について、大学と協議を行っています。当初、市ではアンケートの実施を予定していましたが、アンケートでは学生の意見が設問の範囲に制約されるなど、地域活動への参画の意向や参加可能な取組の選択等に対し自由な意見を聴取するためには十分な配慮が必要なことから、アンケートを取りやめ、直接意見を求めるワークショップの開催を検討しています。この開催について、大学からは、以前にも地方創生総合戦略会議に学生が出席した例もあり、協力することは可能との回答がなされています。

ワークショップでは、市内の若者の出席や同世代の市職員を担当に配置するなど、若者主体で構成し、勝浦の今と未来に目を向け、みんなで何ができるかを自由に伸び伸びと話し合える環境づくりに努めたいと考えます。また、新年度については、連携推進連絡協議会を軸に相互連携を推進するとともに、学生と市民の交流に関しては、ワークショップの開催に向けた関係者協議を図ってまいりたいと考えます。

次に、事業者との協議を踏まえたふるさと納税返礼品の紹介等についてであります。ふるさと納税において多くの御寄附を頂いていることに関しましては、返礼品提供事業者の努力によるところが大きいと考えており、今後も事業者との協議などを行っていくことで信頼関係を構築していきたいと強く考えているところです。ふるさと納税の返礼品提供事業者との協議や意見交換の実施としましては、特に貢献いただいた事業者に感謝状を贈呈した際に行うほか、返礼品登録の相談の機会などを捉え、できるだけ意見を聞き、必要に応じて協議をしているところです。

特に本年度は、6月末のふるさと納税の次期指定に向けた見直しの通知後は、10月からの制度改正に向けて、寄附額や配送料などについて協議を行ったところです。また、9月には、返礼品提供事業者の希望を募り、ふるさと納税専用サイトに掲載する返礼品の撮影会を行うなど、事業者との連携を図ってきたところであり、返礼品の紹介につきましては、市のホームページやふるさと納税専用サイトにおいて行っているところです。

以上で、長田議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関する御質問については、教育長からお答えします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えいたします。議員からの御提案等に対する協議・検討・研究結果及び新年度事業の反映について、お答えします。

まず、旧北中学校における野球場整備と多目的広場等の整備の実施に向けた検討状況であります。既存施設の維持管理については、旧北中学校野球場グラウンドメンテナンス業務委託や体育館の照明スイッチ、汚水配管の改修工事を実施するなどの維持管理に努めており、新年度についても、既存施設の維持管理に係る経費の予算を計上しているところであります。このような状況及び市として実施していかなければならない他の事業を検討し、今後、どのように進めていくか検討するとともに、今は既存施設の適正な維持管理を行ってまいるところであります。

次に、国際武道大学との連携による中学校部活動地域移行の進捗状況についてであります。

中学校部活動の地域移行については、令和4年12月に国のガイドラインが定められ、これを受けて令和5年3月に県のガイドラインが定められたところでもあります。このガイドラインでは、令和5年度から7年度までを改革推進期間として、7年度末までに各市町村において部活動の地域移行完了を目指すと言われていましたが、その後、地域の実情により難しい場合は、部活動の地域移行完了までの推進計画を示すこととなっております。

現状では、県のガイドラインに定めている関係者から成る協議会として、勝浦市部活動地域移行検討委員会の設置を進めているとともに、国際武道大学との連携も図ってまいりたいと考えております。

以上で、長田議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員の再質問の前に議長から報告します。先ほど11時13分の地震についてでありますけれども、震度は2、津波の危険はなしということでございますので、このまま議会は継続します。

ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、順次質問させていただきます。まず初めに、仮称勝浦版地域創生推進交付金の制度についての検討ということですが、制度の創設は新年度含め予定しておりませんが、総合計画を策定して課題解決に向けた事業計画に取り組んでいくというような言葉でございます。私がこれを提案したのは、市長の討議資料、この中に書いてあった「勝浦市の価値を発信。立地条件のよさと海・山の魅力を発信、休耕地再活用や新しい産業を創出します」というようなところが書いてあった、これが令和4年9月のときの私の一般質問のところでありました。

私、考えますのが、ここに書いてある総合計画を推進しますというのは、それは当然であります。しかし、勝浦というところの魅力を維持するということであれば、今、やっている制度、そういうようなメニューが合うのかどうかということにはちょっと感じたところがございます。

そこで、自分も企画課をやっていたところで、その中には地方創生推進交付金というようなメニューが国にはあったと。これは普通のものではできないことを、その地域がこれはやるんだという気持ちを持って、どうにかしたいんだというようなものがこの推進交付金にあって再生計画をつくって、国から承認をもらって補助金をもらうような制度だということは、私、職場の中で感じました。私、国として見れば市町村というのが対象なんですけども、市として見れば、区というのがやはりそれに対する市町村に当たるのかなということで、やはり地域の方からの意見の集約がやはり大切ではないのかなという気がします。

今の市長の答弁ですと、現在のメニューだけを総合計画に加えたものをしますよというような答弁でありますけども、そうじゃないんです。もっともっと地域の人の意見を強く聞くシステムをつくって、それが課題であって、それを解決するんだというようなものが、私はこの活性化対策になってくるのかなということで、この交付金制度はいいんじゃないかというふうな形で考えました。制度をつくるところが目標じゃないです。各地区の問題を解決することを重点に置いて、市としてみれば、職員も含めてどうすればいいのかと考える、その中での最終的なものが国県のメニューがありますか、ないかということを考えていただいて、そうすることについて地域の魅力が出てくるんじゃないかというふうに考えますので、地域活性化の対策としまして、市長、どういうことを考えているのか、もう一度お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 地域の活性化対策、これは地域の経済活動、それから、地域の住民の活動、これをいかに活発化させるかと。行政施策など等、考えた場合、総合計画に掲載されている多くの事業、これが、多くの事業が該当すると考えております。その中で、意見を反映していくということは基本的な姿勢であります。

1例を申し上げますと、例えば人口減少対策。安心して子育てできる環境づくり、これは、今、論議を深めて実行しようとしているところでございます。また、実行に移している細かな事業もあります。移住定住の促進、それから、観光振興による関係人口の増加などが重要と考えております。

まずは、総合計画に基づいて地域活性化対策を実行してまいりたいと考えており、検討した結果、議員御提案の制度につきましては創設を予定しておりませんが、今後も地域住民とともに勝浦の価値、それから、特徴を生かして、様々な分野において地域の活性化をぜひ進めてまいりたい、実行してまいりたいと考えております。

事例を述べたらたくさんの方が時間が必要でございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

私が言っているのは、総合計画、様々とやっているのは分かります。しかしながら、私は、地域の意見を聞いて、解決できないようなものについては、市、住民とも一緒になって解決してほしいということをお願いしたいんです。今までは、今まではという言い方は申し訳ないけども、メニューがありません、できませんじゃないんです。メニューがないのでできないと勝浦はできない、よくなるじゃないんです。それは市も住民もそういう気持ちを持って、市をよくしましょう、自分はこうやりたいんですという発展的なものがあるからこそ、これをどうにかして実現させましょうというのが私の言う交付金。交付金なんかいいですよ、つけなくても。ただ、住民の意見をどう反映させるかという仕組みをひとつよろしくお願いしたいなというのが私の気持ちであるありますので、それは申し添えます。すいません。

次に、旧北中学校におけます野球場整備とゲートボールやサッカー場などの多種多様な運動場とする多目的広場の検討について、市長の今の答弁のほうでは、旧北中学校の野球場及び体育館の既存施設の維持管理に係る答弁だけかなというふうに、私、思いました。令和4年12月の答弁とちょっとずれているんじゃないですか。そのときの答弁は、運動する場として活用できる多目的広場等の整備の実現に向けた検討についてということなんですけど、今の答弁では、多分、旧北中学校のスイッチを替えましたとか、そういうようなことであつたと思うんですけども、この理由についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。

現在、旧北中学校、この野球場とか多目的広場、この整備を進めていくということに関しましては、これ、実際、進めていくに関しましては、既存施設の解体、撤去、それに関する費用、工事費、設計費などがあります。また、野球場建設、多目的広場の建設、整備にかかりますと、これも同じように設計費とか工事費がかかってくるところでございます。要は、これが非常に多額な費用が必要となりますので、直ちにこの事業に着手、実施するという事は難しいとい

うことを考えまして、現状としてでございますが、既存施設の維持管理、これに努めまして利活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 理由は分かります。分かりますけど、私は検討したかどうかということ聞いていまして、難しいのは私も分かります。じゃなくて、この先どうしましょうかというところをみんなで検討したかどうかということを知っているんです。今の中では、旧北中学校の校舎、これについては10年後はどうなるんでしょうか。その話合いというのは、今、されてない。今の答弁でありますと、金がかかります、金がかかります、金がかかります。10年後も北中の校舎そのままです。これだとね。

じゃないんですよ。これは総合計画に書いてあることだと思います。多目的広場の整備等の実現に向けた検討ということですよ。その検討は話合いだけでもいいんですよ。それもされてない。それじゃいけないですよ。話合いをしながら進んでいってほしいなど。

勝浦市個別施策計画の旧北中学校の体育館は、機能保持となっています。グラウンドについても同様になっています。市長の答弁した多種多様な運動する場としての活用できる多目的広場の整備、実施に向けて検討。勝浦市個別施策計画、勝浦市個別施設か、施設計画というのは、今、そういうふうになっています。しかしながら、市長の答弁と違うというのは、どこかで修正しなければいけないのかなという気がします。

実際に、総合計画の中の前期基本計画の中の第3節では、基本計画の進行管理と評価として、PDCAサイクルの視点ということを取り入れまして、施策全体について継続的に取組改善を行い、計画の着実な推進に努めますというのが総合計画の中に書いてある。基本計画と同じです。ということであれば、計画が変わるということであれば、プラン、実行、評価、改善というサイクルを、これを使うということが書いてありますので、これを着実に進めていかなければいけないのかなということで、そうならないと、多目的広場の検討も何もされてないということであれば、北中のあそこはそのままだということでもありますので、ぜひ検討ということを進めていってほしいと思います。

次に、国際武道大学との連携による運動機能や競技者の充実についてですが、令和7年度から中学校の運動部の完全地域移行ということではありますが、これも武道大学に協力しますよということでありました。国県のガイドラインが定められ、令和7年度末までに市町村において各部活動の地域移行完了を目指し、地域の実情により難しい場合については推進計画を示すということになっていますということなんですけども、やはり完全実施は令和7年なんですか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。

この国県のガイドラインですが、いずれにしても県のガイドラインによりますと、まず、令和7年度におきましては、すいません、失礼しました。これは、まず令和5年度から7年度までが改革推進期間となっています。この令和7年度、これにおきましては、前2か年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す。各市町村で、年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示すというふうになっているものでございます。

この解釈といたしまして、どういうことかと申し上げますと、令和7年度末までに完全移行を目指しますが、ただ、これに難しい場合は推進計画を示すということになっております。したがって、まずは7年度末までに全部活動の地域移行を目指すことをまずは考えまして、困難であれば推進計画を示すということになるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 答弁の中からしまして、これから勝浦市部活動地域推進検討委員会の設置を進めていきますよというような答弁が多分ございました。今、令和5年度の末、来年が6年、7年度と、あと2年間ですよね。この中で完全実施ができるのかどうか。言い方悪いですけども、勝浦市としてみれば、完全実施をしますか、あるいは、今、話されたように推進計画をつくる方向なのか、どっちなのか、ちょっとそれだけお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。

現在は、このガイドラインに沿って進めたいというふうに考えておりますので、まずは、7年度末までに全部活動完全移行を目指していきたいと思っておりますが、これは難しいということであれば、推進計画、これを7年度末までに示すということで考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

勝浦市につきましては、幸いに体育会系であれば国際武道大学がすぐ近くにあると。連携をするというような答弁もございました。そういうことからすれば、郡内では運動クラブ系の地域移行につきましては、全部というわけではないですけども、体育会系のほうについては、すごく地域移行は可能性が高いというふうに考えておりますので、計画もありますけども、できるところからやっぱり進めていってほしいなというような形で考えていますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 近隣の市町を見渡したときに、本市には国際武道大学がある。このことから、子どもたちの運動をはじめとする教育、レクリエーション活動、市民の健康保持活動、そして、スポーツに対し非常に恵まれた環境にあるというふうに認識しております。また、市のスポーツ施策をはじめとする様々な分野で御協力をいただいております。市の活性化に御尽力いただいていると感謝しております。このようなことから、部活動の地域移行に関しても、国際武道大学との連携をお願いし、同大学の意向を踏まえながら着実に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

そうですね、そういう特色のあるのが勝浦市でありますので、できるところから進めていただきたいと思います。よろしくお伺いします。

次に、基本方針7「みんなで創るみんなのまち」で、市民への分かりやすい情報提供や市民の声を市政に反映していく仕組みというような形で、その見直しということではありますが、市長の答弁の中では、青少年によるまちづくり提案事業は廃止しますよと。そのほかにも、子どもたちを対象としましたまちづくり云々というのが新しくしましたよというような答弁がございました。やはりこういうような形で、財源が厳しい勝浦市ということであれば、当然、スクラップ・アンド・ビルド、必ず私は必須であると思います。

言い方としますと、本当にこれもまた予算委員会等があつて、また繰り返しになると思いますが、市の一般財源でやる事業においては、そのとき、時代のニーズに応じた事業を行ったものだと思います。それについて、それを綿々とやっていきますと、当然かもしれませんが、それは有効なのかどうかということはやはりチェックをすべきだと思います。つくったのがもう10年、20年前の時代のものなのか、それをやることによって新規事業ができませんよというようなところは本末転倒だと思います。そのときの市長の考え方というようなところもあつて、そのときの地域の要望だと思いますけども、そういうものに応じたものが市単独事業なのかなというような気がします。

ですから、やはりそれを見直さないと財源が出てきませんよというようなところで考えていますので、今後も事業の内容を十分に検討していただきまして、本市の将来のための事業を実施していただきたいと考えます。

次に、旧大原高校若潮キャンパスの体育館の既存施設についてのことなんですが、市長の答弁では、市民ニーズを調査するためのアンケートは実施していませんよと。でも、民間事業者のサウンディング型市場調査を実施、校舎においては障害児通称支援事業所としての活用意見がありましたという答弁でございました。

それであれば、その後の校舎については、現在はこども園ですか、児童館ですか、で使っていると思いますけども、その後、校舎についてはどのような判断をされているか、また、体育館については何も検討されてないのかなというように思いますが、それについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。

まず1点目のこの校舎、サウンディング型市場調査を行いました結果、意見をもらいましたが、その後、どういうことで判断されたかというところではございますが、これにつきましては、この意見を基に障害児通所支援事業所として活用していくという判断でありまして、活用に向けての事業が進められているというところでございます。

また、2点目の体育館において検討はされなかったのかというところでございますが、このサウンディング型市場調査におきましては、建物、体育館を含めたものでもございましたが、活用の意見は出てきておりませんが、ただ、体育館につきましては、今後、個別に活用していくのか、あるいは、敷地全体、これを含めて活用していくのか、いろいろな選択肢を排除することなく、いろんな角度から検討していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 校舎については、障害児通所支援事業所として使っていくというようなことは決定した、しているの。していない。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます？

○4番（長田 悟君） 答弁求めます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） まず、旧大原高校若潮キャンパス、この利用については、活用については、今まで様々な方向を模索してきております。かつ、この建物の傷み具合、現状の把握に努めてきたところですが。私としては、そこに書いてあるように、教育と福祉の拠点としたいというふうな気持ちは所信表明と全く変わっておりません。将来的に、どんな利用というよりも、もう既に今現在、活用できる範囲で考えておりますが、その一部として、今、課長が申し上げた件は近々実現するのではないかとこのところの発言でございます。多様化が進む子どもたちのニーズ、それから、保護者の願い、この寄り添った場としたい、これがA棟、そして、子どもから高齢者まで幅広い世代に寄与できる場としたい。これは、こども館が、今、入っているところのB棟、論議中です。

しかしながら、校舎は57年、体育館は55年経過しております。既に閉校となってから7年が経過して、老朽化が加速しています。このような中ですが、議員おっしゃるとおり、スクラップ・アンド・ビルド、これを念頭に置きながら、活用に関する全体構想がまとまった時点で皆さんにお諮りをするということになると思います。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、その中の校舎のほうは分かりました。これ、体育館のほうの関係なんですけども、これは武道大学とかも意見交換をしていると思われませんが、あまりどうかというのは分かりません。ただ、前にも市民体育館として利用を考えているところもあります。人口減少、少子化や現在の体育館利用状況等を考えますと、将来的に市民体育館として活用する必要があるのかどうか。また、国際武道大学、利用、これは提案ということなんですけど、あそこを、体育館の利用だけではなく、取壊しも含めて利用の公募を実施するのはどうでしょうか。あそこの立地条件としましては、市の中心地、市役所があり、芸術文化交流センターが近くにあり、病院、大型商店、認定こども園、大学、小中学校が近くにあります。そうしましたところ、あそこは体育館じゃなくてもいろんなものが出てくると思います。その目的としては、市の活性化につながる事業として、また、すばらしい自然環境については、昨年から全国にPRされているところでもありますので、公募しますと、もしかしたら企業誘致にもつながる可能性もあるというふうに考えています。

その中の一つのものとしましては、勝浦にない商業施設、あるいは、ファーストフード、回転ずし、簡単なところなんですけども、そういうものでもいいんじゃないですかというような形で、そのまま体育館のままで置いておいても何もならないですよ。そうであれば、取壊しも含めて民間の力を使うんだということになれば、公募、取壊しを含めての公募というのも一つの案なのかなというふうな形で私は考えています。

こういうことを、今後、当施設を将来的に利用する考えがあるのかも併せて市長にお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 今までの1年半にわたりまして、このスクラップをどうしていくかということも考えて、今、様々なことを想定して論議しておるところです。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

あと、やはり関連という形になってきますけども、企業誘致をするには、やはり本市の土地利用の可能な場所、この周知、紹介、利用条件を公表することはやはり必要だと思います。これ、市有地だけではなくて、増加傾向にあります休耕地、農業の休耕地につきましても、こういう休耕地がありますよということを、利用条件をつけて周知するというのであれば、ほかの地域の方が、休耕地を私のほうとしてみればこう使いたいとか、そういうような形での要望というか企業誘致ができるんじゃないかというような、私もちょっと、それ、考えてありますので、周知することは重要なことというふうに考えています。

次に、武道大学の交流ということですが、市長の答弁のほうで分かりました。これから、アンケートじゃない、ワークショップですか、というような形で、私は武道大学の学生は移住者だと、4年間の勝浦に来てくれる移住者だと考えています。そうすれば、勝浦の魅力というまた課題も分かる人間ではないかと思しますので、本当に素朴な意見交換ということも実施していただきたいと考えています。

次に、ふるさと納税の返礼品ということですが、業者としましては、法改正もあり、相当協議をしているということは分かりました。私はロビーのほうで紹介をしてもらいたいというような形をしましたが、よくよく考えてみますと、市内の方は返礼品はもらえないですよというのはあります。ただ、ふるさと納税の返礼品につきましては、勝浦の土産、特産品という性質はありますということであれば、今、私のほうで考える、勝浦市の特産品といえば、海産物、担担麺など、そういうことを答えますが、よくよく考えてみますと、ふるさと納税の返礼品も勝浦の本当に特産品だというふうに考えます。

販売する、そうしますと、今、それをどこで購入するんでしょうというようなところでありますと、売っているところは店に行かなければいけないけども、できれば、市外から来た人が、そこで、ふるさと納税だけじゃない、勝浦の産品ですよということで土産で買っていきける、また、勝浦の市民が、親戚とか知っている方にお土産ですよといって持っていきけるような仕組み、これもいいんじゃないかと。できるかどうか分かりませんが、そういうような形で事業者の支援につながるんじゃないかと考えますが、これについて、市長のほうでお考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） ふるさと納税の返礼品、これは、海産物、お米、お酒、この勝浦の特産品等となりますので、勝浦としての土産にもなるというふうに思っております。新たに返礼品を販売する場所を開設することは難しいというふうに考えますが、ふるさと納税の返礼品、特産品、その魅力を発信していくということについては、検討していくべき重要なことであると認識しております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

自分としてみれば素朴な考え方で、どこかに行くときに、これは勝浦の土産だよといって、どこで買えばいいのかなというところもありまして、そういうものが、商店の紹介だけでも、こういうことで買えますよというところもいいのかな。少しでもやはり業者、あるいは、返礼品業者のほうにプラスになるような施策をしていただきたいと思います。

今回は、令和4年度に一般質問した検討・協議についての結果をまた聞きました。これも、1年間、ちょうどたったということでこういう形で聞かせてもらいました。ありがとうございました。今後もまたこういうような質問もあると思いますので、ひとつよろしく願いまして、私の一般質問を終わらせてまいります。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、長田悟議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、岩瀬琢弥議員の登壇を許します。岩瀬琢弥議員。

〔3番 岩瀬琢弥君登壇〕

○3番（岩瀬琢弥君） 新政同志会の岩瀬琢弥です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

今回は、未登記の不動産の取扱いについてお伺いします。令和6年4月1日より、相続登記が義務化されることとなります。これまで任意だった相続により取得した不動産の登記申請が、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければいけなくなります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。これまでは任意だったため、取得した不動産に価値がないと判断した場合や売買が困難な場合は、登記申請せずに放置されることがありました。そのため、所有者不明の不動産が増加し、管理されずに放置され、周辺の環境の悪化や民間での不動産売買、公共事業において弊害になるなど、社会問題に発展しています。こうした問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されました。また、この制度は、令和6年4月1日より前に相続した不動産でも、相続登記がされていないものについては令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

以上を踏まえた上で質問します。勝浦市においても、不動産の所有者が不明であることが原因で、空家対策事業やインフラ整備など、公共事業に影響が出ることや、周辺環境の悪化で近隣住民の生活に影響が出ることが既に起きているため、登記を管轄している法務局と連携を図り登記申請を促す施策が必要であると考えますが、市としての考えをお伺いします。

以上、登壇しての質問となります。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

未登記の不動産の取扱いについてお答えします。

相続登記がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない、所有者不明土地は全国で増加し、国土交通省の調査によれば、国土の約20%に上るとされ、周辺の環境悪化や民間取引、公共事業の阻害など、社会問題となっています。財産に関する登記の情報は、税務行政における納税義務者の特定や公共事業の地権者の把握をはじめ、農地の保全、集約化、森林の保全管理など、多くの事務事業に関わる重要な情報です。特に周辺の環境悪化が見られる空き家の対策について、相続登記が行われていない場合、所有者の特定に時間を要するなど、迅速な対応に支障を来しており、相続登記の義務化は、所有者不明を解消し、行政事務の円滑化も含めた各種課題の解決に寄与するものと期待しています。

制度改正の周知については、千葉地方法務局からの依頼を受け、令和5年度固定資産税納税通知書の封筒に、周知文と問合せ先QRコードを印刷し送付するとともに、庁舎内でリーフレットの配布を行いました。今後とも、来月発行の広報かつうらや納税通知書による通知の継続などに努めてまいります。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。

まず、現状把握のために、市内ではどれだけ未登記の不動産があるのか、可能であれば農地や山林も含めてお教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。

未登記所有者不明の不動産の件でございますが、令和5年度の固定資産税課税台帳の情報に基づき把握した数字を申し上げますと、未登記については、未登記家屋の数は1,819棟で、固定資産税課税台帳に登録されている家屋の総数1万4,700棟の12.4%を占めています。

次に、所有者が不明の不動産に関してお答え申し上げます。まず、土地については、相続登記がなされていない土地は9,058筆、面積でおよそ7.63平方キロメートル、総筆数8万6,147筆の10.5%を占めています。土地全体の状況を、今、申し上げましたけれども、農地や山林の状況について御説明を加えますと、農地については、登記地目が田と畑の土地で相続登記がなされていない筆は、合わせて4,620筆、面積でおよそ2.71平方キロメートル、農地の総筆数2万5,768筆の17.9%を占めています。登記地目が山林で相続登記がなされていない筆は2,072筆、面積でおよそ3.38平方キロメートルでありまして、山林の総筆数2万1,002筆の9.9%を占めている状況にあります。

続いて、家屋について申し上げます。家屋について相続登記がなされていない家屋は2,002棟で、登記されている家屋1万2,881棟の15.5%を占めております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。

所有者が不明である場合、固定資産税の支払いなんかに影響が出てくると思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。

土地家屋の所有者が亡くなった場合、所有権の移転登記に時間を要するなどの理由から、固定資産税を適切に課税するため、固定資産現所有者申告書を提出する必要があることが既に地方税法あるいは市税条例で定まっております。現在、市では、相続人代表者指定届、これは被相続に係る納税義務を継承する相続人が複数いる場合に必要になる書類ですが、この書類と兼ねて、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書を相続人の方から提出していただき、納税通知書等の書類を代表して受領してくださる方を指定しております。その上で、相続人代表者の方に固定資産税等の納税通知書を送付しておりますので、税の収納業務に影響が出ているとは感じておりません。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。

あと、未登記が原因で市の事業を変更しなければいけなかったような、そういう事例があればお教えください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） 私からは、都市建設課所管事業で未登記が原因で事業内容の変更をしなくてはならなくなった事例についてお答えいたします。

まず、道路等の公共工事ですが、過去5年遡って確認いたしました、この間、維持修繕工事が多く、用地買収を伴う工事がございますでしたので、未登記が原因で事業内容の変更をした事例はございませんでした。

また、令和元年度より地籍調査を実施しておりますが、筆界を確定するために一筆地調査の案内をする必要があります。その際に、所有者不明の土地も存在しており、他市町村に照会を行うなど、その都度、所有者特定の事務を行う必要が生じ、苦慮しております。

地籍調査についても、未登記が原因での大枠での事業の内容を変更した事例はございませんでしたが、所有者不明が原因により、筆界未定、いわゆる境界未確定として事務処理を行った土地はございました。

以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。

まず、現状把握、行政側のほうをさせてもらったんですけども、市民側、民間側のほうだと、私の友人の話になるんですが、結婚して奥さんが妊娠出産を控えているので新しい家が欲しいと、住宅情報、土地情報を探したんですけども、市内のそういう不動産情報が一切見つからない。地元の市民においてもそういう状況でしたので、移住定住を促進する方針と、やっぱりそこで目詰まりが起きちゃうんじゃないかなという懸念があります。

そのためにも登記してもらう必要があるんですけども、やっぱり難色を示されることがあるんじゃないかなと。どうしても登記申請を書かなければいけないし、書いて、さらに評価額に応じて登録免許税も払わなきゃいけないんで、もう固定資産税は、今、払っているから、登録免許税まで払って登記するのは面倒くさいと、そういう方もいるかもしれませんから、そういう方たちにも含めてスムーズに登記してもらう必要があると思うんですが、今後、どういっ

た取組をしていくのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。

市といたしましては、引き続き法務局など関係機関と連携しまして、制度の一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。

これをもって、岩瀬琢弥議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克巳議員の登壇を許します。鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） それでは、通告に従い一般質問を行います。会派、市民市政会の鈴木です。よろしく願いいたします。

まず、勝浦市の一大イベントであるかつうらビッグひな祭り、現在開催中であり、多くの観光客の方が見えているようであります。私も毎朝確認というか通ってきますが、雨にもかかわらずおいでいただいております。このイベント開催に際し、実行委員会の皆様はじめ観光商工課職員、関係者の方々による準備からの対応に、そして、早朝からのひな壇の対応等に対し、改めて感謝を申し上げます。

開催初日の2月23日はあいにくの天候でありました。しかしながら、2日目は晴天に恵まれました。その後、気温が低く、強風もありましたが、昨日28日現在では5万6,000人の入り込みと伺っております。3月3日の最終日まで、スタッフの方の御苦労は大変かと思いますが、このことが市の経済発展に大きくつながるものとも思っております。

それでは、質問に入ります。今回の質問は大きく1点のみであります。海業の推進について。水産庁では、2年前の令和4年3月に閣議決定した水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、海業の振興を位置づけ、漁港を海業に利活用するための仕組みを検討し、地域の理解と協力の下、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する海業の取組を促進しております。また、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を生かした事業など、海業を推進することにより水産物消費の増進や交流人口の拡大を図るとともに、漁港において、陸上養殖の展開等の漁港機能の強化を図るため、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部改正が令和5年5月26日に公布されたことは御承知のことと思います。水産業を基幹産業と位置づける勝浦市においても、この海業を推進し展開を図ることで、人々が漁港を訪れ、様々な体験を通じて、水産業への理解とともに水産物の消費の増進につながるものが大きく期待でき、さらなる市の発展につながるものと思います。

そこで、海業の推進を中心とした以下の点についてお伺いします。特にこの問題は、市の将来展望に深く関わる政策的なものでありますので、基本的には、市長及び政策統括監にお答えをいただきたいと考えております。

まず1点目として、国が示した水産基本計画の基本方針のうち、第三の柱である地域を支え

る漁村の活性化の推進での対応は、まさに現状の勝浦市が取り組むべきものであると思います。このことから、この地域を支える漁村の活性化の推進について、勝浦市としての考えを伺います。

次に、2点目として、水産庁は、令和4年度、5年度において、海業の推進をすることに意欲のある漁協や自治体に対し、海業振興モデル地区を募集し、自主的に応募した市町村、漁協、観光関連団体の中から、令和4年度では15団体が選定されています。いずれの団体等も、現状における危機意識が高く、応募内容は特色のある取組となっております。また、令和5年度は、令和5年12月4日から6年1月31日までに、海業の推進に取り組む地区の募集があり、3月には推進地区が選定されるようであります。水産庁から選定されることにより、事業の推進に大きなメリットがあるものと思います。さらに、令和6年度について水産庁に問い合わせたところ、令和6年度においても募集については継続していきたいということでありました。このため、勝浦市としても、地域の活性化のために、これに応募することを前提として市の体制を整備する必要があると思いますが、考えを伺います。

次に、3点目として、今後、海を推進し地域の活性化を目指すには、市の将来計画である総合計画に明確に記載することは必要不可欠であると思いますが、この対応についても伺います。

次に、4点目として、海業の推進は、市の観光施策とも協働し実施することが重要であると思います。その対応として、地域資源である水産物をより広くPRするための中核的施設も必要であります。勝浦市観光基本計画には、観光拠点としてフィッシャーマンズ・マーケットの整備を検討すると計画されていますが、海業と関連した上で計画事業を推進することが重要となることから、この計画について、今後、どのように進める考えかお伺いします。

5点目として、漁業後継者対策。本年度、漁業就業対策協議会が設置されておりますが、これまでの協議会の対応についてお伺いをいたします。

最後に、6点目として、海業を推進するためには、広く関係者や市民の周知と理解が必要であります。そのための手段として、市が主体となり、国、県、漁協をはじめとした関係者及び市民や関連産業への周知と理解を深めるためのシンポジウムを開催してはいかかかと思いますが、それに対してお答えをお願いします。

以上で登壇による質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの鈴木議員の一般質問にお答えします。

海業の推進による地域活性化策についてお答えします。

まず、水産基本計画の基本方針の第三の柱である地域を支える漁村の活性化の推進に対する考えについてであります。市といたしましては、今後10年程度を見通し、水産業を取り巻く社会・経済情勢を考慮した上で、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現に向け、水産基本計画に掲げる海業の推進をはじめとする地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、国が募集するモデル地区の応募及びそれを前提とする市の体制整備の必要についてありますが、現在、市では、漁港やその周辺地域において、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことを目的に、勝浦市海業推進協議会を立ち上げ、海業の推進についての意見交換を行

っています。今後、本協議会において、海業としてどのような取組を推進するべきか協議されるものと考えますので、その協議内容を見極めた上で、モデル地区の申請を行うか検討し、その状況に応じて、組織についても検討してまいりたいと考えます。

次に、海業の推進に関し、市総合計画へ明記することについてであります。令和5年2月に策定した勝浦市総合計画前期実施計画において、事業番号42302「水産物の販路拡大」の事業の内容に「海業の振興の推進」を記載しています。計画の内容については、今後の検討の動向を見ながら精査してまいりたいと考えます。

次に、フィッシャーマンズ・マーケットの整備の検討についてであります。令和3年に策定した勝浦市観光基本計画では、海の食資源の購買、飲食が可能な拠点として、必要に応じた新規施設整備の検討を行うとし、フィッシャーマンズ・マーケットの整備についての検討も盛り込まれています。勝浦を訪れる方へ、勝浦一の魅力である海を感じながら楽しんでいただく場の提供は、本市の観光施策として大変重要であると認識しています。新規施設設備については慎重な検討が必要であります。官民間問わず既存の施設の磨き上げと併せて、海業推進協議会での意見も伺いながら議論を深めてまいりたいと考えます。

次に、漁業就業対策協議会の対応についてであります。本年4月に設置した勝浦市漁業就業対策協議会は、漁業就業対策について協議することを目的に、本年度4回の会議を開催してまいりました。今後も引き続き協議会による意見を基に、漁業就業者の確保について、各種事業を実施してまいります。

次に、海業の推進のための、シンポジウムの開催についてであります。海業の推進に当たっては、漁港漁場整備法の改正に伴い、漁港施設内においても、漁業者による漁業活動を優先し、これに配慮しつつ、民間事業者による水産物の消費増進や交流促進といった、水産業の発展及び水産業の安定に寄与する事業が実施可能となりました。海業をはじめとする地域の活性化に取り組むに当たっては、関連する制度周知や情報発信は必要と考えますので、今後の検討の動向を見ながら、その方法について研究してまいりたいと考えます。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今日は、今回は海業のみの内容で、やはり勝浦の第一の産業である海を中心とした漁業であり、漁港であり、そして、地域であると。その上に、そこがうまくいって初めて観光のほうにもそれが及ぶのではないかと。もちろん海もそうですし、漁業もそう。勝浦の場合は一次産業をとにかく衰退させてはならないというのが、まず私の考えの前提にあります。

そこで今回6点ほどお聞きするわけですけど、最初に、やはり今、市長が答弁されたように、私は今年の市の広報かつうら正月号、これに市長の言葉が載っていました。読んだところ、本当にそこに、早速、海業という文字が入っていました。読みますと、途中は抜かしますが、漁港の関係がうたわれていまして、漁港や周辺地域の魅力を地域資源として活用する海業を推進してまいります。これはもう広く市民に推進するというをはっきり市長がおっしゃったことなので、これをやっぱり基本に、今後、海業というものが、今までは海業という言葉自体が、言われてはいましたけど、なかなか表には出てこなかった。やっぱり海は漁業であって、漁港であってということで、そういう全般を捉えて海業というのが初めて公になってきている。

3年前、4年前、実は一番元を正すと藤平輝夫市長が市長選に出たときの最初のときに、これからは漁業は海業だということを言ったことを私は聞いております。そこから始まると、もう既に20年以上、海業という言葉が出ているんですけど、それを基本としてお話しさせていただきます。

そして、これも資料になりますけど、2月15日の千葉日報第1面に、熊谷知事が海業推進ということを、今回、市の、県の予算の中でこれを推進するんだということが大きく出ていまして、「魅力発信し観光客誘致 にぎわい創出へ海業推進」という表題で、知事とともに、これはさかなクンと一緒に大使になるようですので、その辺のことが書かれておりました。まさに今年は海業の発信の初年度になるというふうには私は捉えています。この内容については、また後で皆さんで見てもらえばいいと思います。

そういう中で、今、市長が、10年先を見通しというふうなことを言われました。総合計画も12年の計画ですよ。その中で言うと、もう既に2年たっている。いわゆる市長のつくった総合計画が終わるときには、この海業を土台とした、その中の、こればかりじゃないですけど、一つのこととしてそれが成長していくんだらうなというふうに考えます。

そのためには、今からこの土台づくりが本当に必要だと思いますし、今、仮に令和6年度から始めても、完結していくまでには相当の年数がかかるし、その段階を一つ一つ踏んでいかなきゃならないということで、市長の1番目の答弁に対しては、10年を見通しということが言われていますので、そこについては、ぜひともそのことがこれからの勝浦の経済発展のためには役立つんだということで、これは2回目の質問ありません。

2番目のモデル地区の募集の件ですけど、これは、国のほうが法改正を行った後に、やはり日本全国の海で生きている町、海を主産業としている町とか漁港に対して、今、とにかく日本、勝浦だけじゃなくて、千葉県もそうですし、日本全体が漁業、海関係の業については本当に、後継者もいないし、衰退している。要は、日本の第一次産業が、食を伴って、そういう状況にあることに危機感があってこの法改正もあったと思います。そういうことから、こういうことになって、実は私たち、これ、後で話をしようと思ったんですけど、会派として2月の8日、つい3週間ほど前、海業のモデル地区ということで、海業振興モデル地区に選定されている愛媛県の愛南町というところがありまして、そこもやっぱりカツオの、生鮮カツオが水揚げされている港を持っていますけど、そこに3人で行って視察をしてきました。

その中で、まず最初に話したいのは、愛南町さんで、今、取組を始めてまだ僅か1年です。1年ですけど、海業に応募したのが令和4年度です。令和4年度に応募して選定されて、令和5年度から町として推進が始まったんですけど、最初につくったのが、町の水産課の中に海業推進室という専門の部署をつくりました。

そのときに、やはり海業って何かから始まっています。そういうことにおいて、まず、推進室をつくって、そして、推進室の中でいろいろとみんなでいって対応しているということですので、私としては、やはり市長も最初に言ったとおり、海業を推進しますという言葉を出していますので、やっぱり推進するには、いろいろ検討、検討、検討では推進になりません。まずやるということを決めて、そこに向かっていくべきだと思いますので、私は行ってきて、そこがやっているからこうじゃなくて、勝浦市としても海業についての部局を早速つくるべきだということで質問しましたら、海業の協議会が関係者で制定されているので、その中でもんでやり

ますよと。これは、勝浦市海業推進協議会、これも今月、恐らくできていると思うんですけど、協議会が立ち上がりまして、その中でもんで、それからの検討ですと。

やはりそれも確かにそうかもしれませんが、私が聞いたのは、市が、協議会ではなく、協議会は協議会です。市としてこれをどう考えるのかをお聞きしたので、統括監、その辺について、今後の市の対応についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。

まず、海業に関しましては、海業とは何なんだというところの定義づけというのは国のほうでもまだされておりません。勝浦で海業を推進するに当たっては、勝浦で海業を行う、勝浦の海業とは何なんだという定義づけをまずは行政のほうからして、その方向性を示すと。そして、問題意識であるとか、あるいは、当事者意識を民間と共有しながら、今回立ち上げた協議会でしっかりと議論をして、その議論を加速化させていくことによって海業の推進というのを図ってまいりたい。

また、あと、組織の話もありましたが、現在は農林水産課のほうに水産係を設置しております、そちらで海業のほうを推進してまいる、そういった考えであります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、協議会のほうで議論が加速化されれば、実際に何をやっていくかというのが見えてくれば、それに併せて機構定員のほうも考えていかなければならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 協議会の話が先に出ちゃったので、協議会が1回目の会議、終わっているようです。私のところに名簿、事前に頂いたんですけど、課長、ちょっとこの協議会について、どういう体制でつくったのか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。

海業推進協議会につきましては、今後、市が作成する計画、これを予定しておりますので、その席、その計画について御意見をいただくこと。また、海業推進協議会といたしましても、今後の海業について計画を策定していく予定でありますので、それらを目的にして立ち上げたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 聞いていると時間なくなるんですけど、一応メンバーとしては、2つの漁業組合と、これは仲買さんの会社、それと、観光協会、商工会、千葉銀行、それと水産事務所、あと、勝浦市の観光と農林のそれぞれ課長さん。総勢9名で協議会が立ち上がったようですが、私はこの中で、やっぱりいろいろ協議していくのには、やはりここは主体となるのはどこかということ、やっぱりこの中ではそれぞれが全部主体なんです。ですから、そういう意味においては、実際にそのことについてどンドン市として意見を出していくべきだというふうに思いますので、その辺を考えながらやっていただきたいなと思います。

それで、先ほど統括監のほうから、海業とは何か、そして、海業はこれだという、まだ水産

庁のほうもこれが海業ですよというのは決まってないと。確かにそうなんです。海業、すごく範囲が広いんですね。先ほど話しました愛南町に行っても、1年間、海業推進室という組織をつくって、実はその室長さんは水産庁から出向しています。室長をやって、国と、本当に国と連携して、パイプじゃないんですね。連携した上でこの事業を推進しています。

やっぱりそこで聞いたんですよね。海業はこれからですと。私たちもまだ何をやるかは決めていませんと。そこで、いろいろ話を聞いたんですけど、愛南町の海業、何するかというのを、町全体で取り組んで勉強会やっているというのが今の現状だそうです。そして、これを支えていく方向があると。その中の一つには、廃校、小学校を利用して、そこに愛媛大学の水産関係学部が入って養殖の研究等を一緒にやっている、そういう部分もありますので、産官学一体になって海業を推進していくんだということが見えました。

勝浦も、その辺について後で話をしますが、そういうところも含めて、イコール漁業ではなく、海業ということでやっていければなど。そして、あくまで勉強してきた中の話ですけど、では、何で海業を始めようと思ったんですかという質問に対しては、やはり漁業が衰退しているから、そして、後継者もない、海で生きてきた町がやはり衰退の一途をたどっている中で、こういうものが国のほうでやられたので真っ先に手を挙げたということ言われていました。

そして、やっぱり後継者不足問題も、今でもるる言われていますけど、やっぱり対応、この海業の中で対応していくんだと。その地域性がありますので、四国ですので、いろんな入り組んだ海岸線の中で、海の養殖等も非常に昔から行われている地域なんで、その辺はやっぱりその辺を、やっぱり雇用の場をつくる意味からも、その辺を中心にやっていきたいんだというふうなことは聞いてきました。

そのような話をしていると時間がたってしまいますので、以上のようなことから、私も、私たちの会派としては、この海業を推進するためにということで、会長である寺尾さんを発起人として、海業推進の議員連盟も6名で発足させてもらっていますので、そういう中でも、我々は協議会とは別にいろんな会議を重ねて、市のほうにも提言をしていきたいなというふうに、今、考えているところです。

そして、先ほどの話の流れになりますけど、令和4年には愛南町を含めて12団体が国のほうから認定を受けています。応募したのは53団体あったそうです。今年、令和5年については、まだ応募、何団体という公表は現在できないと。ただ、上限については、決定する上限も何団体、決めてないので、今後、3月中には決めていく。ただ、5年度についてはもう決定したうちの10団体については、国からやはり職員を派遣することが決まっているそうですので、それをやっぱりいただくっておかしいけど、統括監が国から来ているように、やっぱり国と直接話ができる体制も、これはつくる必要があるのかなということで、私はこの組織を早めにつくってやっぱり対応することが必要ではないかなというふうに思いますので、これから検討ではなくて、市長、ぜひ令和6年度4月からは無理ですけど、その協議会等を踏まえて、6年度中にそういう方向ができるかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） この協議会の話を受けまして、そして、皆さんで検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それ以上聞いても答えは同じでしょうけど、これは本当に危機感を持った中の対応として、ぜひともお願いをしたいなというふうに思います。

そして、この海業については、先ほどメンバーの話もしましたが、協議会の、やはり観光業、観光とか商工とか、そういう人たちが一緒になってこれをやっていくということが、これまでと全く違うところです。今までは、漁業は漁業、農業は農業、観光は観光、それぞれが分離した中でそれぞれの計画を持ってやっていましたけど、今回はそれが全て包括した、そして、観光にもいろいろな観光があります。そういうところでやっぱり海業のメニューを見ると、本当に非常に幅広く、勝浦で言えば部原から大沢までの海岸線を使いながら、そこに観光客を誘致しながら、そして、マリンレジャーも含めて、それこそエデンができて、ああいうところも取り入れた中で、この海業を推進していくというのが大事なのではないかと思っておりますので、そういうことを考えていきたいなというふうに思います。

前後しながら、また話が戻るかもしれませんが、3番目の総合計画のことについて若干話をさせていただきます。令和5年度、市長が就任してから新しい総合計画ができました。もちろん総合計画は、市の最大、一番トップの計画ですので、それに基づいたそれぞれの単位の計画があります。そういう中において、やはりこれから、まず、これを、令和5年、これを検討していた3年度、4年度については、海業という言葉が実はそんなに公になっていない中で、先ほど市長が言われたとおり、総合計画の中にも海業入っていますよということではありましたが、それは、前期実施計画の中に、水産業の推進項目の水産物の販路拡大というところで海業の振興を推進するとの文言があります。

ただ、これだけでは海業にはなりませんし、海業ということだけで考えるということになれば、大きな意味で、総合計画の中に海業の推進という一つのフレーズを入れるべきだとは思いますが、これを全部変更していくのもなかなかだと思います。ただ、そうであっても、この実施計画、4年間ですよ。前期が。実施計画はどんどん変更して、どんどんっておかしいけど、変更できるものですし、そのときそのときによって、これをやるべきものを計画していくということですので、その辺がやっぱり前向きに、ただ単に販路拡大じゃなくて、市の産業拡大のために、産業振興のために海業を推進するというフレーズを入れて、その中にまた項目をつくっていくことが私は重要じゃないかと思っておりますので、それについては、計画段階ですので課長にお伺いしますが、今後、それは、令和6年度入ったら早速行っていただきたいと思いますが、その辺はどう考えられるか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在の総合計画は市の将来都市像などを示した基本構想から始まりまして、基本計画、実施計画から成ります。今おっしゃられた海業の推進に関して明確に記載していく場合ですけれども、先ほどの協議会等の議論を踏まえまして、必要ということであればそのことについて議論し、載せていくというところになるかと考えます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 午前中の前段者の質問の中にもありましたが、やっぱり検討、検討ですと

検討で終わっちゃうんです。検討を一段階進めるためには、実施していくということが大事なんで、今、総合計画見ると実施の検討、実施を検討する面のことになっているんで、そうじゃなくて、もう実施するということをはっきりうたっていないと進みません。ですから、市長、これはあくまで市長が先頭に立ってやる話ですので、その辺は具体的に、もうちょっと先を見据えて、10年先は、ある面ではゴールですから、10年先、スタートはもう来年度からやるべきだと思うんですけど、その辺について市長の考え、そして、統括監の考え、2者の考えを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） この点につきましては、前向きに検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。

先ほど市長からも答弁あったとおり、前向きに検討ということですので、実施計画に載せていくとなるとかなり各論的な話になりますので、海業として何をやるのか、それが決定した段階で記載については検討してまいりたい、そのように考えています。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） もちろん言うとおりで。やはりそこで、じゃあ、何をやるかというところになると、当然、予算も絡む問題ですから、それについてはあくまで慎重には必要ですけど、それを、慎重の上にも早急にという部分で、前向きにということとは早急にというふうに捉えますので、そういうことでやっぱりやっていかなきゃもう駄目なんですよ、勝浦。そういう思いを私は持っていますし、ほとんどの方がそう思うところはあるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひともこの海業については、これから海業という一つの事業だということを念頭をお願いをしたいと思います。

それで、ある程度、最後まで行っちゃってまた戻るかもしれません。次に、観光基本計画のほうの内容に入らせていただきたいんですが、観光基本計画の中には、これは令和3年度に市がつくったものです。ここの、あるじゃないかという話なんですけど、このフィッシャーマンズ・マーケットというのが基本計画の45ページ、観光地としての魅力の向上と発信という基本方針2のところに入っています。そして、フィッシャーマンズ・マーケットの整備ということ、これを、整備を検討するって、また検討なんですけど、入っています。

これはもう既に、私、令和元年の12月議会で、フィッシャーマンズワーフというか、勝浦の観光の在り方について、実は当時の市長、土屋さんが市長になりたてのときに、その辺に随分関心があったんで質問させてもらった経緯があります。それを、今、後で、もし気になるのであれば、令和元年12月議会の私の一般質問です。見てもらえばいいんですけど、結局、このフィッシャーマンズワーフというのは、もともとといえば、山口和彦市長が誕生した市長選のときに、市長選にほかに立候補した方が最初にフィッシャーマンズワーフ、オーストラリアのフィッシャーマンズワーフを参考に、勝浦の海岸線の魅力があるのでできるんじゃないかということ、これを市長公約にたしか入れてあった候補者がいました。そこからするともうそれこそ十何年ですか。十三、四年たつわけですけど、そんなところからして、そして、これが前段の観光基本計画にも入っていました。

何を言いたいかといったら、やっぱりこの海業とは何かといったら、やっぱり先ほど言った海の活性化だけ、漁業の活性化だけじゃなくて、町の活性化のために、そして、町の品物を、違う、勝浦の生産されたものをやっぱり広く周知するための施設もこの海業の中でやるべき問題であるというふうに捉えています。そして、これについても、国のほうの交付金も絡んできますので、そういうもの全体を見れば、国の交付金は半分入ります。そういう中からして、やはり勝浦としての海業全体を見た中の一つ一つのものについては、やっぱり検討が必要だと思いますが、まずは私も、私も提案をさせてもらっていますし、その以前には寺尾議員のほうで青写真つくってどうだという話もありました。そういうところで、やっぱりこれは海業をやる上で中核の施設になるのかなと思いますが、先ほど市長答弁では、必要に応じて検討すると。そして、海を感じながらこの勝浦を満喫してもらうための重要な施設だということで、ずっと同じように聞きますけど、協議会が非常に大事だと言いましたね。ここでも協議会の意見を聞くと。協議課の意見を聞く中でやるんだと。

そうすると、協議会の、協議会は協議会でいいんですけど、それには、広げて、やっぱりもっと広い意味でのこの推進対応するための会をつくっていく必要もあろうかなと思います。このフィッシャーメンズ・マーケットの整備の検討について、これも必要ですね。市長も議会議員であった時代に、私、質問していますので、その辺については、今、現市長の考えを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） フィッシャーメンズ・マーケット、この提案から始まって、その経過は認識しております。今回、こういうふうな海業というところでは、本当に漁業に関する組合等を含めて、実際、水産関係だとか、そういうところの人たちの御意見というものは重要視をしております。また、議員の皆様が、こういうふうに海業に対して前向きに視察をし、これから、こんな提案をしていくというところでは、それも私は重要視をして見てまいりたいというふうに思っています。

フィッシャーメンズ・マーケット、そして、今回、間もなく竣工されるダイビング施設等、様々、どのようにして活性化に寄与するところをつくっていくか。そして、そのポイントをもとにして、そこから食、特産品、こういうものをしっかりと連携できるようにしてまいりたいというふうに強く願っております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） それが、やっぱり絵に描いた餅、検討だけではなくて、もうやっていくことが本当に大事であって、市長が育ったのは海辺ですし、漁師の家で育ってきて海のことはよく知っている話。だからといって、漁業ではなくて、やっぱり市の取り巻く状況を全て包括した海業というところを、ぜひとも勝浦市、これ、千葉県の中では実はもう富津のばんやとか、あの辺は国が認めている海業です。そういうものについても、近隣にも、三浦の三崎とか、あそこはマグロの基地ですけど、あります。

ただ、まだ千葉県の場合は、海業、水産庁に対して、国に対して海業をやるという意思表示はまだしておりませんので、ぜひとも令和6年度については、そこがまず勝浦のスタートだということの認識をしていきたいんですが、そういうことで統括監、どうでしょうか。お伺い

します。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中でありますけれども、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き、会議を開きます。

答弁を求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。

先ほど来、答弁させていただいておりますとおり、海業の振興については前向きに進めてまいります。その過程の中で、モデル地区への応募、これも視線を向けていかなければならないと思いますが、海業の推進はモデル地区に採択されることが目的ではありません。我々は海業を成して、10年後、あるいは、その先に海を機軸にしてどういった地域を維持していきたいか。これをしっかりと固めて、これが勝浦モデルなんだという御提示ができる、そういう判断ができれば、必然的にモデル地区というのは結果としてついてくると考えていますので、しっかりと、勝浦の海業、この中身を議論してまいりたい、そのように考えています。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今、統括監のほうからお答えいただきましたけど、まさにその答えはそのとおりです。ただ、いろんなケースがあって、その地域地域で海業はこれだというのはないです。勝浦の海業は何するかということ、やはりこの地域性を出したものを持っていかなければ採択してくれません国のほうも。国のほうもいろんなケース、今、インターネット上でそういうものについていろいろ書かれていますので、それはそれで見れば分かるんですけど、勝浦が何をもちえて海業を推進していくのかということ、勝浦の漁業、漁協、漁業のまち勝浦という一つのフレーズあります。そこに漁業が、第一次産業があって、先ほども言いましたけど、農業もちろんそうですし、そこに食と観光が備わってくる。それに、あとはレジャーの多様化もありますけど、海のレジャー、市長なんかよくやったサップとか、そういうものも含めて、あとは、サーフィンも含めて、それら全て取り入れた中での私は海業をつくっていくべきだというふうに考えていますので。

ただ、そのためには、私は考えが違うのは、国のまず認定を受けることによって、次のステップに行けるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、今、それは統括監の今の話と若干私の個人的な考えは違うんですけど、そのために、今、国のほうに上げるためには、今もう既に始めなきゃ、申請書作りも、そして、説得するにも、国を、ただ単に紙に書いてこうやりますよじゃ駄目だから、その基本的なものをちゃんと積み上げた上で申請すべきだと。そのためにはもうすぐに始めたいと。始めていただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

それでは、次には5番目の後継者対策、これ、時間が余ったら最後にやります。

6番目のシンポジウムの関係、ちょっと触れさせていただきたいんですけど、シンポジウムって何かというと、やっぱり広く周知するため、そして、基本的には基調講演的なものがあるって、そして、パネルディスカッションみたいなものがあってやるのが通常のシンポジウムの形かなと思うんですけど、市長も御存じのとおり、実は2017年11月に、これは御宿でやったんです

けど、外房・御宿地域資源活用シンポジウムというのを開催したことがあります。それは私の参加しているNPOが主体となってやったんですけど、そのときには、基調講演として、NPO法人森は海の恋人というNPOあるんですけど、代表の畠山重篤さんという先生をお呼びして、この方は宮城県の気仙沼のほうで森と海をつなぐ活動をしています。そして、向こうの海はリアス式海岸の中で養殖。養殖の海が枯れてきて、それは何か原因かといったら山が原因で、山を再生することによって海が生きるんだということを実践している方が来て講演をしていただいたことが2017年。

そして、2018年の2月3日にキュステを会場として、今度は「森は海の恋人」地域資源活用シンポジウム in 勝浦というのを開催させていただきました。このときに照川市長、当時、議員さんで手伝ってもらったような経緯がございます。その後、私の入っているちば里山・バイオマス協議会という団体でやったんですけど、そのときには京都大学の田中克名誉教授を呼んで、やっぱり海と森の関係について講演をいただいたということがあります。

ですから、そういうものが、そのときには、勝浦でやったときには、漁協、観光関係の方、来る来ていただいてやってみた経験があります。そのときにはやっぱり、やればやっただいり話が出てくるんですね。当時、勝浦漁協の、当時は石井組合長と、あと、新勝浦の、亡くなってしまいましたけど渡邊幸治組合長、そして、渡辺幸男観光協会会長等々が、いろんな、その中で話を、勝浦の現状について話をされていましたが、当時の市長、猿田さんも、今後、この地域の産業の再生のためには、こういうものを活用、このような考えでやっていきたいということに参加された方の前で話をしていましたけど、このシンポジウムは広く周知するための一つの形ではないかなというふうに思います。

そして、私の提案したいのは、いわゆるシンポジウムという形かどうか、それは、形はシンポジウムじゃなくてもいいんですけど、まず、国県、そして、市内の漁協、そして、漁業従事者、商工関係者、観光関係者、農業関係者も含めて、同じテーマで協議会をとるかシンポジウムができたらいかなというふうに考えていますので、先ほど市長の答弁では、今後、こういうことも考えながら検討すると言っていますけど、これも、令和6年度にやればというよりもやってほしいなと思います。

というのも、先ほど言った、最初に言った千葉県の、県のほうでも海業推進に力を入れていくというような知事の判断がありますので、そういうところは、このシンポジウムについても検討、十分協議しながら県の水産関係と十分協議しながら、そして、国の水産庁とも協議しながら、勝浦で何ができるかということをも市民にも周知していくという、その一つのツールとしてやればいかなと思いますので、改めてこのシンポジウムについて、統括監にお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答えいたします。

シンポジウムという御提案ですけれども、先ほど来申し上げているとおり、海業とは何だところからしっかりと市民に落とし込みをしていかなければならないですし、シンポジウムを開催して、受け取る側の理解がまだまだ追いつくような下地がないので、広報であったり、ホームページで、市としてはこういうふうにやっていきますよという方針を示した上で、それを御理解いただいた上で、専門家のお話を聞きましょうというようなフェーズがあると思いま

すので、しっかりとそのフェーズを見極めながら、情報の発信あるいは周知、その方法について研究してまいりたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 一つのやっぱりツールとして、これ、こういうこともあるんだと、また、こういうことも必要なんじゃないかなという提案ですけど、これはやっぱり我々だけが、ここの議会とか、ほかの協議会とか、そういう中で検討するだけではなかなか表に出ていかない。今、こういうテレビが、テレビというか、こういうものが動画で流れていますので、興味ある方は今も見ていますけど、これがなかなか広がらない。広がらないということは、市の、まちのほうに提案していっても、何だ、そりゃになっちゃう。何だ、それは、何やってるんだってなっちゃうよりも、今までやってきてじゃねえかと、十分だよということであれば、それで終わっちゃうんです。もうこれ以上、発展性はない。今が、とにかくこれから発展させる上では、千葉県でも、今、まだまだ手も挙げていません。海業をという形で推進をしていないので、どっちかという勝浦は、ほかの周りを見て、あそこがやったからやろうとか、この前テレビでいすみ市の食の話をしていました。あれは市の職員からの提案で、市長が認めてやるべえという話で来ているんですけど、その前の「ファーストペンギン！」というドラマも、あれは市の職員が取ってきた話だということなので私は聞いていますが、いわゆるほかやったからやるんじゃないもう二の次なんです。今やれば、千葉県の中でも勝浦が海業を推進していく対策を立てたよということが、これは大きなニュースにもなるし、やっぱり勝浦、やる気だなというところを見せていくことが大事ななと思います。

ですから、これ、ほっとけばいすみ市もやるでしょうし、館山も、鋸南も、鋸南は、実は昨日、水産庁の海業推進室の方たちが勉強会を開いたんです、昨日。昨日です。そこに鋸南の担当課が行って、鋸南でやっている取組を紹介したそうです。それ、すぐ、昨日、担当課の副主査から電話が来て、実は鋸南の話聞いたんですよ。それは、今日、後で、今、話すと時間がないので、資料、お持ちしますが、今までやってきている、勝浦でやっていることなんです、実は、目黒学園で。要は、都会の子どもを集めて、都会の子どもが魚に触れたこともないし、魚の名前も知らないし、魚がどうやって捕られるのかも知らない。それを事業化して、民間の会社と提携して、それを事業としてやっている部分があります。

そうしたら、勝浦も目黒学園がもう既にやっていますよって話を聞きましたけど、私はそこにそういうものもやっぱり参考としながら、それはもうやっているところがありますから参考にしながら、実は、どうもなかなかまとまらない清海小学校、元清海小学校、あそこに体育館もあるし、学校、教室があるんで、そういうところで海の勉強会を都会の子どもたちに教えるのも一つの手かなと、一つの方法かなと。それは、目黒学園は目黒区ですけど、都内、千葉県内でも都市部の海のないところの子どもたち、海はあってもなくてもいいんですけど、子どもたちに、教育という部分で、漁業、魚というか、食とともに海業、海の教育ということで、私、それを一つのプログラムに、勝浦市の中に取り入れてもいいかなと。それはもっといろいろ、今、情報出ていますので、後で市長含め勉強してもらいたいんですけど、そういうことを考えながらいくと、やっぱり令和6年は海業の初年度、ここから始まるんだと。そこから10年後の令和16年度には勝浦は変わっていますよということが言えるようになってほしいなというふう

に、ほしいのだけど、そうしたいなと思います。

それで、最後に、2分の中でちょっとお聞きしますが、後継者対策、やっぱり海、何だかんだ言っちゃって、結局、仕事をする人、後継者がいなければどうにもなりません。そのところは、これとは別のメニューでもうやっていますけど、後継者対策として、海業就業対策協議会が設置されています。そして、数回の協議会、やっているんですけど、この中で、やっぱりここも踏まえて、海業という部分で対応していただければなと思います。

本年度、年4回の会議があつて、就業者確保のための対策、そして、今年度、来年度の予算にも上がっていますが、後継者に対する対策、これらを十分に、これはまた海業と関連しますが、別メニューで、今、やっている状況ですので、もっと進化させて、海、要は漁業でも、海を関係する職種で飯が食えると、生活できると、子どもを育てられるというところをやっぱり発信していく必要があるのかなというふうに、これは最後に自分の意見を言いましたけど、以上のことで一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、鈴木克己議員の一般質問は終わります。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明3月1日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時24分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問